



2026年5月21日

各位

会社名 テクセンドフォトマスク株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役 CEO ニノ宮 照雄
(コード番号：429A 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
(03-5418-3905)

取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く。以下「支給対象取締役」といいます。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第5回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の現行の役員報酬制度では、支給対象取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬で構成され、さらに業績連動報酬は、短期インセンティブ（以下「STI」といいます。）、長期インセンティブ（以下「LTI」といいます。）の2種類で構成されております。STIは、前連結会計年度（単年度）の業績及び個人業績結果により算出され、LTIは、連続する3事業年度を評価期間とし、当該期間の営業利益計画の達成度及び個人業績貢献度に応じて算出されるものとしておりますが、現行の制度においては、STI、LTIともに金銭による報酬となっております。

今回、支給対象取締役に対し、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を重視した経営を行うことを目的として、業績連動報酬のうちLTIを、現行の金銭による報酬から、業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）に変更いたします。

(2) 本制度の導入の条件

本制度は、支給対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、支給対象取締役に対して、当社の取締役会が基準となる株式数、業績評価期間及び業績評価指標をあらかじめ設定し、当該業績評価指標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

本制度の仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、各支給対象取締役の役割の大きさ等に応じて、あらかじめ基準金額を設定したうえで、当該金額に基づき各支給対象取締役に支給するユニット数を取締役会で決定し、これを付与します。
- ② 本制度に基づき、当社普通株式は、当社の中長期的な業績目標の達成状況を示す一定の業績条件及びその他の条件の成否に応じて交付されるものとし、本制度導入後の最初の業績評価期間は、2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間とします。当該業績評価指標には、当社の企業価値向上との連動性が高いと考えられるTSR（株主総利回り）、ROE（自己資本利益率）、連結営業利益率及び売上収益成長率、並びに戦略実行指標のうち複数を組み合わせて用いることとし、当社の経営戦略や事業環境等を踏まえて、適切な指標設定を行うことを予定しております。
- ③ 当社は、原則として、業績評価期間終了後、当社普通株式を交付するために、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役に構成する任意の指名・報酬委員会（以下「任意の指名・報酬委員会」といいます。）における審議を経て、取締役会の決定に基づき、支給対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法により、支給対象取締役に對して、当社普通株式を交付します。
- ④ 具体的な業績評価指標の選択、業績評価期間、交付割合、その他の制度の詳細については、任意の指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定することとします。
- ⑤ 本制度に基づく株式の発行又は処分に伴う希薄化の規模については、本制度が中長期的な企業価値向上及び株主価値の最大化を目的とし、業績達成度に応じて合理的に株式数が決定される仕組みであること、また、任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定される適切なガバナンス体制の下で運用されることから、その目的に照らして合理的な範囲内であると判断しております。

3. 支給対象取締役

本株主総会に付議する取締役選任議案の承認が得られた場合、取締役は7名（うち支給対象取締役は3名）となります。

4. 本制度における報酬等の内容

- ① 各支給対象取締役に對して交付する当社普通株式の数は、付与されたユニット数を基礎に、業績評価指標の達成度に応じた支給率を乗じた数とします。（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。）
- ② ユニットの確定は、原則として、その確定時に支給対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、支給対象取締役がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失の場合には、当社取締役会において定める方法に基づき交付する当社普通株式の数及び時期を調整する場合があります。
- ③ 当社取締役に對する報酬額は、当社第4期定時株主総会（2025年6月20日開催）において、年額620百万円以内として決議されており、現在に至っております。取締役に支給する報酬等の額は、金銭による報酬及び今回導入する業績連動型譲渡制限付株式報酬を含め、年額620百万円以内とし、当該上限額に変更はないものとします。なお、当社が発行又は処分する普通株式は金銭の払込み等を要しませんが、1株につき、業績評価期間の最終事業年度の1月～3月の東京証券取引所における当社普通株

式の終値平均を基礎として、各支給対象取締役에게支給される報酬等の額を算定します。

- ④ 本制度に基づき、支給対象取締役에게交付する当社普通株式の総数は、年 10 万株以内といたします。なお、本制度に関する議案の決議の日以降、当社普通株式交付までに株式分割又は株式併合等が行われた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。

5. その他

(1) 譲渡制限

本制度に基づき交付される当社普通株式に関して、取締役在任期間中及び退任後 1 年を経過するまでは株式の譲渡制限を設け、当該期間中、支給対象取締役は当該株式について、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

(2) ユニットの喪失事由等

支給対象取締役が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、本制度に基づき交付される当社普通株式に関して、重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、支給対象取締役の責任に応じ、支給済みの株式報酬の全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定します。

(3) 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議に基づき、交付する当社普通株式等の数及び時期等を調整する場合があります。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても、上記と同様の制度を導入する予定です。

以 上